

地区区分	地区の概要
A 4 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○祭祀空間と推定される恒川清水が含まれる地区</li> <li>○中核をなす恒川清水の範囲は石垣によって区画されている</li> <li>○座光寺地域のシンボルとなる場所として、現在も地域住民によって保存継承されている</li> <li>○国道 153 号敷地内での調査で、流路、祭祀具、掘立柱建物が確認されている</li> </ul>
B 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○史跡恒川官衙遺跡指定地を除く恒川遺跡群の大部分が含まれる</li> <li>○郡衙に関連する遺構の分布が想定されるとともに、郡衙成立以前や廃絶後の集落、あるいは郡衙と同時代の堅穴建物を主体とする集落など、各時代の集落の遺構・遺物が濃密に埋蔵されている</li> </ul>
C 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺構の多くが滅失している、又は滅失していると推定される国道 153 号路線敷が該当する</li> </ul>
D 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺構の多くが滅失している、又は滅失したと推定される J R 飯田線の軌道敷が該当する</li> </ul>
史跡高岡第 1 号古墳 南西隅地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○史跡恒川官衙遺跡に隣接する史跡飯田古墳群 高岡第 1 号古墳（平成 28 年 10 月 3 日指定。以下「史跡高岡第 1 号古墳」と呼ぶ）の前方部の南方側に位置する</li> <li>○伊那郡衙に密接に関連する古墳の範囲</li> </ul>
恒川遺跡群 周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県及び市指定の文化財をはじめとする多様な歴史・文化資産が集中する地域</li> <li>○史跡恒川官衙遺跡と密接な関連が推定される数多くの遺跡が所在する</li> </ul>

## （2）整備基本計画の対象範囲（図 2）

本整備基本計画は、史跡恒川官衙遺跡指定地（以下、「指定地」と呼ぶ）を主たる範囲とするが、ガイダンス施設の建設地など史跡の活用上必要となる地区及び指定地に隣接する市道も含める。また、史跡恒川官衙遺跡と一体的な活用を見込む史跡高岡第 1 号古墳の南西隅地区も本計画の対象範囲に加える（以下、これらの範囲を「整備計画対象地」と呼ぶ）。

このほか、指定地周辺の地域についても、歴史・文化資産を結びつけた周遊路の整備や、良好な歴史的文化的景観の保全・育成の方向性を示すことにする（以下、この地域を「周辺地域」と呼ぶ）。

## 3 節 整備基本計画の実施期間

本史跡の整備は、史跡指定や公有地化の進捗状況、発掘調査の進み具合、土地利用状況の変化、利活用のあり方、財政状況や社会状況の変化などを踏まえつつ、長期にわたって段階的に実施していくことになるが、本整備基本計画は、本計画策定後の概ね 2018 年度から 2025 年度までを実施期間とする。ただし、この間においても、事業の進捗状況や各種調査の進展、社会情勢の変化などを勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。なお、将来においては、本整備計画の実施状況をはじめ、諸般の状況の変化などをも踏まえ、新たな整備計画の策定が求められる。

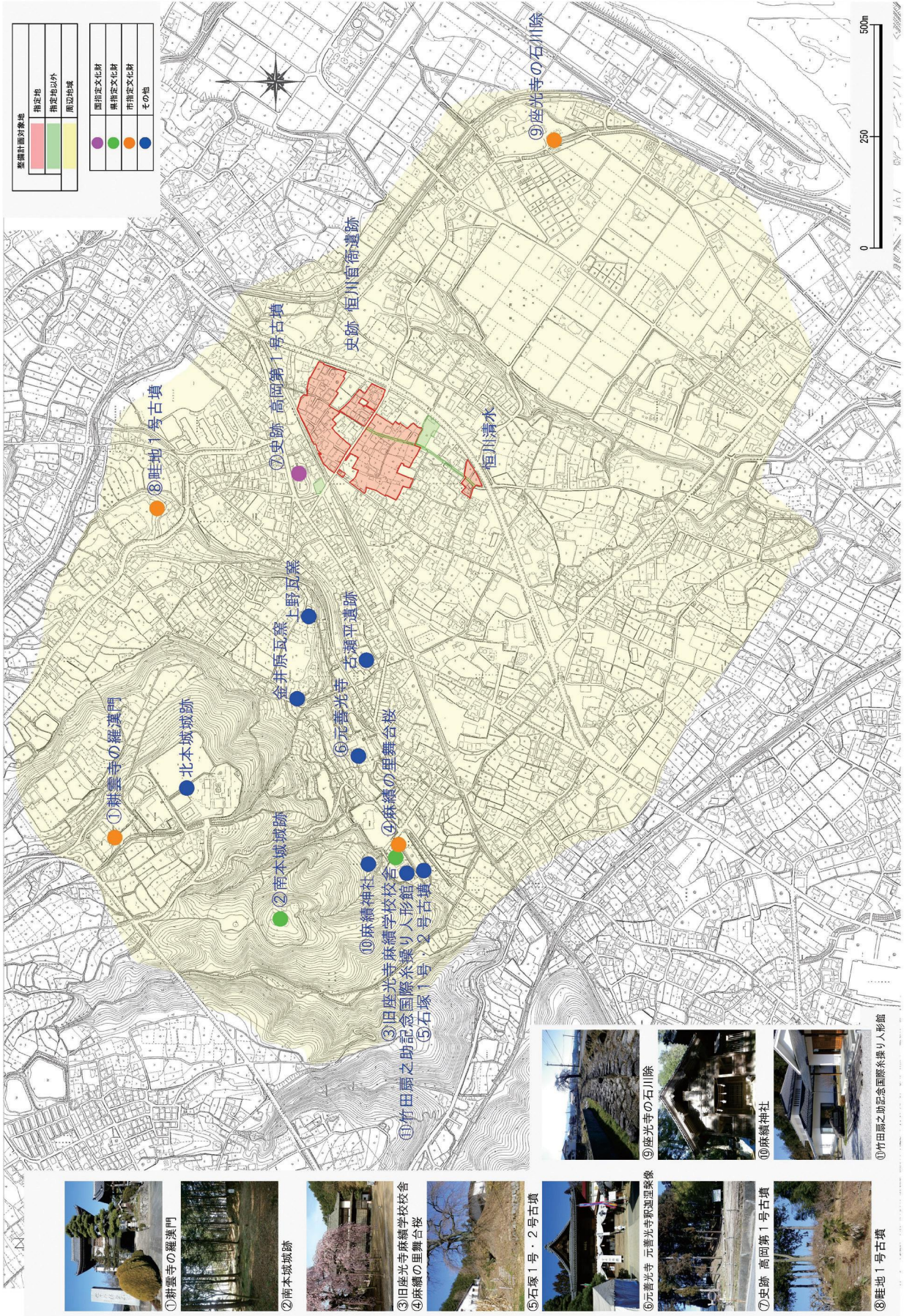


図2 整備基本計画の対象範囲

## 4 節 計画策定及び事業の推進体制

### (1) 飯田市史跡恒川官衙遺跡専門委員会の設置

史跡恒川官衙遺跡の整備基本計画について協議し、また、並行して進める整備のための調査に指導助言を得ることを目的として、平成 28（2016）年 6 月 13 日に飯田市文化財保護条例第 6 条に基づく飯田市文化財専門委員会である「史跡恒川官衙遺跡専門委員会」を設置した。この史跡恒川官衙遺跡の整備計画策定には、考古学や建築史、造園学の学識経験者のほか、座光寺地域の住民及び自治組織などとの密接な連携・協力が欠かせないため、座光寺地域自治会から選出された委員にも参画していただいた。

### (2) 組織

#### ① 史跡恒川官衙遺跡専門委員会（五十音順、敬称略）

市 澤 英 利	委員長職務代理 飯田市上郷考古博物館館長
片 桐 善 昭	2000 年浪漫の郷委員会委員 (座光寺地域自治会選出)
北 原 三 三	座光寺地域自治会会長（平成 28 年度） (座光寺地域自治会選出)
小 島 稔	2000 年浪漫の郷委員会委員、歴史に学び地域をたずねる会代表 (座光寺地域自治会選出)
小 林 正 春	委員長 長野県考古学会会長
佐々木 邦博	国立大学法人 信州大学農学部教授
箱 崎 和 久	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 都城発掘調査部遺構研究室室長
福 田 富 廣	座光寺地域自治会会長（平成 29 年度） (座光寺地域自治会選出)
山 中 敏 史	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 名誉研究員

#### ② 指導・助言

浅 野 啓 介	文化庁文化財部記念物課史跡部門 文化財調査官（平成 28 年度）
中 井 將 胤	文化庁文化財部記念物課整備部門 文化財調査官
永 井 ふ み	文化庁文化財部記念物課文化的景観部門 文部科学技官（平成 29 年度）
上 田 典 男	長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課 主任指導主事

③ 事務局

代 田 昭 久	飯田市教育委員会教育長
三 浦 伸 一	教育次長
松 下 徹	文化財担当参事（平成 28 年度）
馬 場 保 之	文化財担当課長兼文化財活用係長（平成 28 年度） 文化財担当課長（平成 29 年度）
関 島 隆 夫	生涯学習・スポーツ課課長補佐兼文化財用地担当技幹（平成 29 年度）
伊 藤 尚 志	〃 文化財活用係長（平成 29 年度）
坂 井 勇 雄	〃 文化財活用係（平成 28 年度） 〃 文化財活用担当専門主査（平成 29 年度）
櫻 井 正 富	〃 文化財活用担当専門主査（平成 28 年度） 〃 文化財用地担当専門主査（平成 29 年度）
山 岸 正 明	〃 文化財用地担当専門主査（平成 28 年度）
澁 谷 恵 美 子	〃 文化財活用係
下 平 博 行	〃 文化財保護係長

(3) 審議等の経過

回数	開催日	検討・協議事項
第 1 回委員会	平成 28 年 8 月 5 日	委員長及び職務代理選出 今後の進め方、整備基本計画の構成
第 2 回委員会	平成 28 年 11 月 2 日	整備基本計画の構成 整備基本計画における地区区分
第 3 回委員会	平成 29 年 2 月 16 日	整備基本計画における地区区分 地区区分ごとの整備方針
第 4 回委員会	平成 29 年 5 月 24 日	地区区分ごとの整備方針、ガイダンス施設の整備方針 93 次調査の現地指導
第 5 回委員会	平成 29 年 9 月 8 日	地区区分ごとの整備計画 ガイダンス施設の役割、機能
第 6 回委員会	平成 29 年 11 月 8 日	整備基本計画（素案）全体の再点検 今後の課題
第 7 回委員会	平成 30 年 1 月 11 日	整備基本計画（案）全体の点検
第 8 回委員会	平成 30 年 2 月 28 日	整備基本計画（案）の最終確認

## (4) 地域・関係団体等への説明等の経過

期日	会場	対象	内容
平成 26 年 5 月 19 日	座光寺公民館	史跡指定地権利者	保存活用計画策定についての説明会
9 月 10 日	座光寺公民館	2000 年浪漫の郷 委員会* <sup>1</sup>	保存活用計画骨子の説明
平成 27 年 2 月 24 日	座光寺公民館	座光寺地域自治会	保存活用計画策定の経過報告
5 月 18 日	座光寺公民館	座光寺地域自治会	役員改選に伴い地域自治会へ再度保存活用 計画策定の経過報告
9 月 11 日	座光寺公民館	2000 年浪漫の郷 委員会	保存活用計画の概要説明
11 月 30 日	座光寺公民館	史跡指定地権利者	保存活用計画の概要、整備活用方針（案） の説明
12 月 2 日	座光寺公民館	座光寺地域	保存活用計画の概要、整備活用方針（案） の説明
12 月 22 日 ～ 平成 28 年 1 月 21 日	教育委員会 行政資料コーナー・ 各自治振興センター	市民	『史跡恒川官衙遺跡保存活用計画』（原案） に関するパブリックコメント
平成 28 年 1 月 4 日		座光寺地域協議会	『史跡恒川官衙遺跡保存活用計画』（原案） の意見聴取
1 月 22 日		座光寺地域協議会	『史跡恒川官衙遺跡保存活用計画』（原案） に対する回答受領
4 月 9 日	恒川清水生活改善施設	恒川清水地区	史跡恒川官衙遺跡と保存活用計画について の学習会（史跡の概要と価値、保存管理の 基本方針、整備・活用の基本方針、整備方針、 管理運営の基本方針を説明。意見聴取）
4 月 22 日	麻績史料館	歴史に学び地域を たずねる会* <sup>2</sup>	史跡恒川官衙遺跡と保存活用計画について の学習会（史跡の概要と価値、保存管理の 基本方針、整備・活用の基本方針、整備方針、 管理運営の基本方針を説明。意見聴取）
6 月 8 日	座光寺公民館	座光寺地域計画 区域権利者	史跡公園事業説明会（整備の区域、整備手 法、スケジュールについて説明。意見聴取）
8 月 5 日	座光寺公民館	恒川史跡公園整備 推進会議	史跡公園整備事業について説明。意見聴取

期日	会場	対象	内容
8月27日	座光寺公民館	計画区域権利者	史跡公園整備事業（公有地化・公園事業）について説明。意見聴取
11月9日	座光寺公民館	2000年浪漫の郷委員会幹事会	ガイダンス施設の整備方針について説明。施設の機能について地域の要望をいただくよう依頼。
平成29年 2月12日	恒川清水生活改善施設	恒川清水地区	史跡公園事業説明会（整備の区域、整備手法、スケジュール、恒川清水の保存目的調査について説明。意見聴取）
2月16日		座光寺地域自治会（2000年浪漫の郷委員会）	ガイダンス施設の機能についての要望書の受理
3月14日	座光寺公民館	2000年浪漫の郷委員会	史跡公園事業説明会（整備の区域、整備手法、スケジュール、保存目的調査について説明。意見聴取）
3月20日	麻績の館	座光寺地域	高岡第1号古墳史跡指定記念講演会
6月27日	座光寺公民館	2000年浪漫の郷委員会	史跡恒川官衙遺跡整備基本計画の検討状況について説明。意見聴取
7月26日	座光寺公民館	座光寺地域振興会議	史跡恒川官衙遺跡整備基本計画の検討状況について説明。意見聴取
12月14日	座光寺公民館	座光寺地域振興会議	『史跡恒川官衙遺跡整備基本計画』（素案）について説明。意見聴取
12月16日	座光寺公民館	座光寺地域	『史跡恒川官衙遺跡整備基本計画』（素案）について説明。意見聴取
平成30年 1月22日 ～ 2月22日	教育委員会 行政資料コーナー・ 各自治振興センター	市民	『史跡恒川官衙遺跡整備基本計画』（案）に関するパブリックコメント

### （5）事業の推進体制

史跡恒川官衙遺跡の史跡整備事業については、平成29（2017）年度からの飯田市の総合計画「いいだ未来デザイン2028」（計画期間：2017～2028年度）において、基本目標の中の「自然と歴史を守りいかし伝え、新たな文化をつくりだす」の具体的な取り組みの一つとして位置づけ、「伊那谷の自然と文化の持つ価値を象徴する」国指定の史跡として保存・整備・活用を確実に進めることとしている。

史跡整備事業は、本章4節（1）で述べた史跡恒川官衙遺跡専門委員会に意見などをいただきながら飯田市教育委員会が主体となって進める。その際には、必要に応じ市役所内の各部課等との連携や施策との整合性を図ることとする。

さらに、史跡所在地の座光寺地域のまちづくりの取り組みなどとの連携を図る。座光寺地域では、「第2次座光寺地域基本構想・基本計画」（以下「地域基本計画」と呼ぶ）において「自然と歴史・文化を活かし育むまちづくり」をまちづくりの基本方針の一つに掲げ、地域内に伝わる史跡・文化財を中心とするエリアを「2000年浪漫の郷」と称し、豊かな歴史・文化・自然資産を繋いだ地域づくりやそれらの観光資源としての活用を目指している。そして、地域自治会組織に「2000年浪漫の郷委員会」を設置し、歴史・文化資源をはじめ産業的資源・自然環境資源・人材資源など多様な地域資源を活用し、日本のふるさとを求めて訪れる人々を積極的に受け入れた新たな地域活力の創出を目指した取り組みを推進している。これら地域の活動との連携・調整も図る。

また、市民にも当該事業を周知し意見の反映を図るほか、伊那谷研究団体協議会と意見交換を行うなど地域の研究団体との連携も図る。

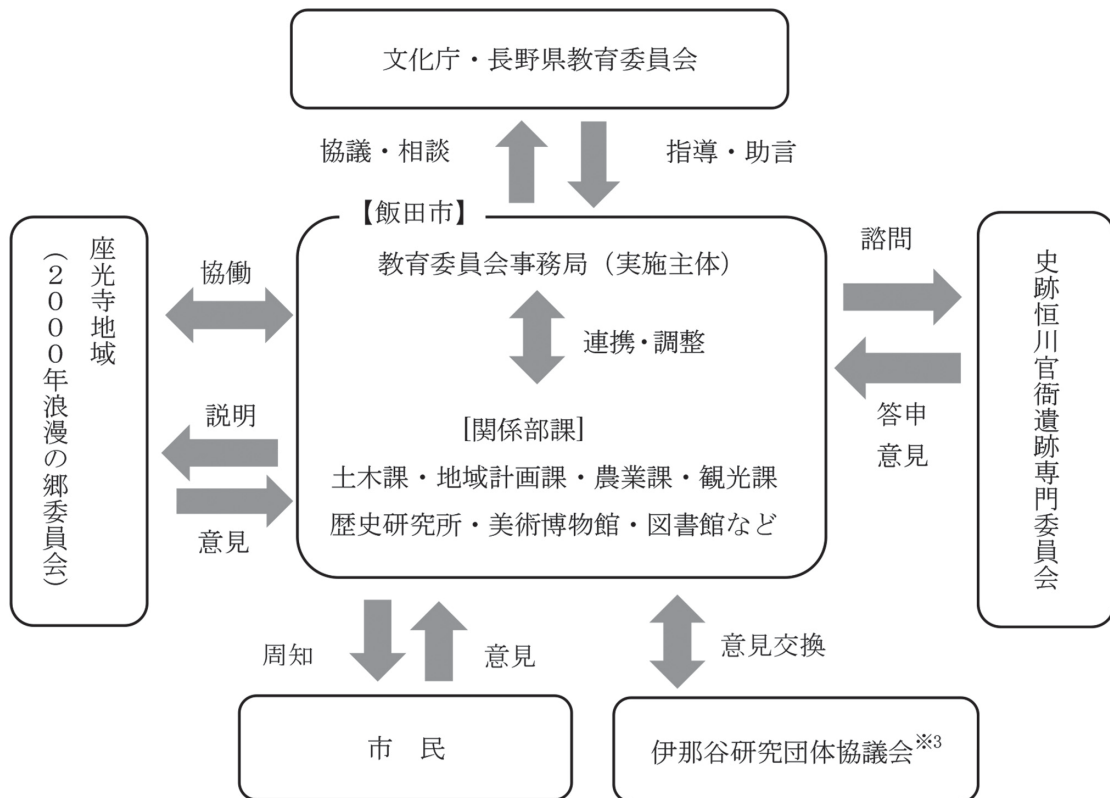


図3 事業推進体制のイメージ

※1 2000年浪漫の郷委員会：史跡恒川官衙遺跡をはじめ座光寺地域内の歴史文化や景観などを活かしたまちづくりを推進するために、座光寺地域自治会に設けられた委員会。

※2 歴史に学び地域をたずねる会：地域住民の地域への誇りと愛着を深め、地域の文化度の高揚に資するために、地域学を興すとともに、地域資料を総合的に収集・保全・活用する活動を行っている地域住民の組織。

※3 伊那谷研究団体協議会：伊那谷の自然や文化などの調査研究を行う各団体による、各団体の活性化と団体間交流の活発化によって伊那谷の地域学術文化の向上に寄与することを目的とした団体。

## 第Ⅱ章 史跡恒川官衙遺跡の価値

本章において、保存活用計画に示した史跡恒川官衙遺跡の主要な価値及び副次的な価値について、改めて確認する。

### 1 節 史跡恒川官衙遺跡の主要な価値

#### (1) 遺構・遺物の価値

- 史跡恒川官衙遺跡からは、正倉院の建物や外周区画溝、厨家または館と推定される建物など、伊那郡衙を構成する遺構が発見されている。このことから、郡衙の構造や地方支配の実態を具体的に知ることができる。
- 史跡恒川官衙遺跡では、郡衙創設時に集落を移転させたり、後の正倉群に先行する端緒的な倉庫群を設けたりしていることが分かっている。このことから、古墳時代の社会状況から古代国家成立への展開などを探る手掛かりとなる郡衙の成立過程の様相を推測することができる。
- 恒川清水では、古墳時代から祭祀が行われていたが、奈良時代には律令祭祀の空間へと変容したことが分かっている。このことから、郡衙における祭祀空間の様相と変遷を明らかにできる。
- 史跡恒川官衙遺跡及びその近接地では、広範囲で多数の陶硯が出土している。このことから、伊那郡衙が担った行政実務の多さを窺うことができる。



正倉建物跡 (32 次調査区 ST05)



恒川清水周辺出土の木製祭祀具



史跡恒川官衙遺跡や近隣地出土の陶硯



## (2) 史跡の立地から窺える価値

- 史跡恒川官衙遺跡は信濃国の南端にあり、東国への玄関口に位置する。その立地特性から、馬匹管理や畿内・東国諸国間の物流拠点としての役割をも果たしていたと推定でき、東国への出入口に位置するという立地特性を持った郡衙である。
- 伊那郡は、美濃国から東山道最大の難所であった「神坂峠」を越えて信濃国に入り、最初に通過する郡である。このため、伊那郡衙は、峠を往来する公的旅行者への給食活動、伝馬や伝路（郡衙経由の官道）の管理などの業務が他郡に比して大きな比重を占めていたものと考えられ、官道と郡衙の関係を明らかにするうえで重要な手掛かりを与える遺跡である。
- 史跡恒川官衙遺跡は、正倉の造営にあたり自然流路を埋め立てるなど郡衙造営の実態を窺うことができ、段丘地形を利用した郡衙の立地を知ることができる。



史跡恒川官衙遺跡遠景と段丘地形  
(黄色囲み付近が史跡恒川官衙遺跡)

## 2節 史跡恒川官衙遺跡の副次的な価値

- 史跡恒川官衙遺跡には、弥生時代から古墳時代にかけての集落や、中世の集落などの遺構も分布しており、郡衙造営以前の土地利用の状況、古墳時代から古代律令国家成立に至る過程、さらには郡衙が廃絶した後の歴史的变化をたどることが可能である。
- 恒川遺跡群では、正徳5(1715)年の「未満水」と呼ばれる大水害の土砂が江戸時代の畑を覆っている。この堆積層の分布状況などにより、被災の状況やその後の復旧について明らかにすることが可能である。



未満水の堆積層下で見つかった江戸時代の畑跡  
(縞状の暗褐色の部分が畝の痕跡)

## 第Ⅲ章 史跡整備の基本方針と構想

本章では、保存活用計画で示されている史跡整備の基本方針と構想を整理して掲載する。

### 1 節 史跡整備の基本方針

- 史跡恒川官衙遺跡の確実な保存継承のため、遺構を適切に保存管理するとともに、公有地化と整備を段階的に進める。
- 史跡の存在と価値を多様な方法を用いて広く周知できるよう整備を進める。
- 史跡の価値や特質、地域の成り立ちを学習し、地域の魅力を認識することができる整備を進める。
- 史跡を通じて古代伊那谷が有する価値と独自性を明示し、ふるさと意識の醸成を図るとともに、人づくり・まちづくりに資する整備を進める。
- 史跡飯田古墳群をはじめとする各時代の歴史・文化資産と結び付けることにより、地域から日本史を俯瞰する場として整備を進める。
- 座光寺地域で推進する「2000年浪漫の郷」づくりとの整合性を図りつつ、史跡周辺の歴史・文化資産との一体的な整備を進める。
- 地域住民や市民などの憩い・交流の場としての整備を進める。



歴史・文化資産をとおり地域を学ぶ取り組み  
(座光寺ふるさと再発見講座の様子)

### 2 節 史跡整備の構想

#### (1) 基本理念

- 地域住民や地域外から訪れる人々にとって、憩いの場（心おちつく場）、学習の場（智たかめる場）、交流の場（人かよひあう場）となるような史跡公園として整備する。
- 恒川清水は水を湛えるように整備し、人が集う場（心うるおう場）を再現する。
- 新たな文化交流を生み出し、未来へと繋げていけるような、歴史・文化を活かした地域づくりの拠点としていく。